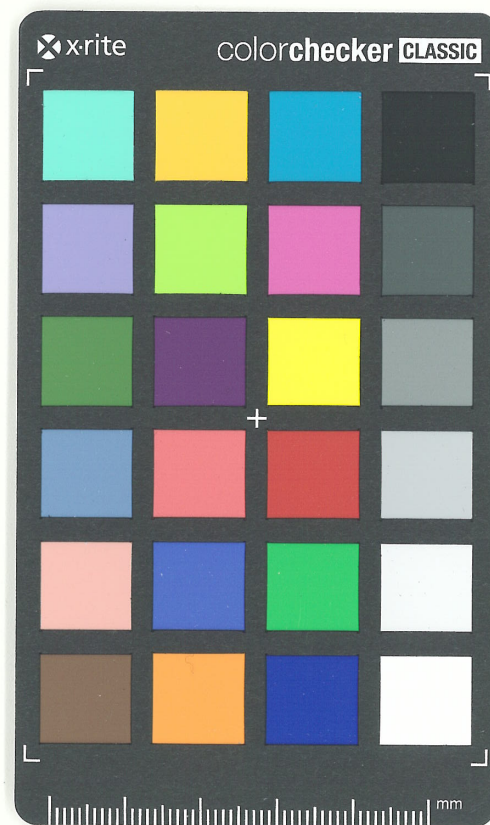


昭和五十三年
第三回臨時会
(八月十八日開会)

日野市議会議録

(第二十六号)

日野市議会



昭和五十三年
第三回臨時会

日野市議会議録目次

○八月十八日 金曜日(第一日)

出席議員		1
欠席議員		1
出席説明員		2
議事日程		2
開 会		5
会議録署名議員		5
会期の決定		5
(議案上程)		
議案第七四号	昭和五十三年度日野市一般会計補正予算について(第二号)	5
議案第七五号	日野市立日野第十七小学校(仮称)新築工事請負契約の締結について	6
議案第七六号	日野市日野第三中学校増築工事請負契約の締結について	14
議案第七七号	日野市衛生処理場汚泥焼却施設建設工事請負契約の締結について	16
議案第七八号	神明上地区跨線道路橋設置その三(架設)工事施行に伴う協定の締結について	29
閉 会		31

(第一日)

昭和五十三年
第三回臨時會

日野市議會會議錄

第二十六号

八月十八日 金曜日 (第一日)

出席議員 (二十八名)

二番	市川	芳太郎	十七番	石坂	勝雄
三番	秦	正一	十八番	滝瀬	敏朗
四番	飯山	茂	十九番	林	重義
五番	川嶋	博	二十番	市川	資信
六番	中山	基昭	二十一番	島村	孝志
七番	大柄	保	二十二番	大越	久雄
八番	田中	鯛一	二十三番	一ノ瀬	武隆
九番	藤林	理一郎	二十四番	竹ノ上	武俊
十番	谷	長一	二十五番	米沢	照男
十一番	名古屋	史郎	二十六番	杉山	寅三郎
十二番	本間	美奈子	二十七番	高橋	通夫
十三番	鈴木	久	二十八番	佐々木	昭雄
十五番	板垣	正男	二十九番	正国	務雄
十六番	奥住	芳雄	三十番	三浦	重春
欠席議員 (二名)	黒川	重憲	十四番	橘	祐子

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男	都市整備部長	成井正夫
助役	野呂章君	福祉部長	赤松行雄
収入役	杉本好次郎	水道部長	中島武男
企画財政部長	前川恒雄	病院事務長	加藤一男
総務部長	加藤一郎	教 育 長	倉又秀作
市民部長	田倉高光	教育庶務課長	日野義人
生活環境部長	生野清	建 築 課 長	山崎彰
建設部長	森久保三	区画整理課長	鈴木栄弘

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	中村亮助	書 書	平川雅弘
次 長	朝倉敏夫	書 書	川上輝子
書 記	鈴木晴彦	書 記	安原清美
書 記	五十嵐隆	書 記	小松恵美子
書 記	荒井一雄		

議 事 日 程

昭和五十三年八月十八日(金)
午前 十 時 開 会

- 一 会議録署名議員の指名
- 二 会期の決定

- 三 議案第七四号 昭和五十三年度日野市一般会計補正予算について(第二号)
- 四 議案第七五号 日野市立日野第十七小学校(仮称)新築工事請負契約の締結について
- 五 議案第七六号 日野市立日野第三中学校増築工事請負契約の締結について
- 六 議案第七七号 日野市衛生処理場汚泥焼却施設建設工事請負契約の締結について
- 七 議案第七八号 神明上地区跨線道路橋設置その三(架設)工事施行に伴う協定の締結について

本日の会議に付した事件
日程第一から第七まで

午前十時二十一分開会

○議長（秦 正一君）

これより昭和五十三年第三回日野市議会臨時会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員二十七名であります。

次に日程第一、会議録署名議員の指名の件については、議長において指名したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 正一君）

御異議ないものと認め

八番 田 中 鯛 一 君

九番 藤 林 理 一 郎 君

を指名いたします。

次に日程第二、会期の決定の件を議題といたします。

議会運営委員長の報告を求めます。

〔議会運営委員長登壇〕

○議会運営委員長（本間 久君）

先ほど九時半から

議会運営委員会を開きまして、今臨時議会に対します議案の取り扱い方の審議をいたしました結果、議案七四号から七八号まで五議案でございますけれども、これらにつきましては、十時より五時までのあらかじめ決められております時間の範囲でもって仕上げてもらうということをお願いしたいと思います。以上が議運の決定です。

それからちょっと補足になりますけれども、議運の中で過日よりいろいろと検討している中で、特にいろいろ話題になったことですが、ひとつ理事者側の方々、特に本会議あるいは委員会に出席の際、よくスリッパで参加される方ありますけれども、これらにつきましては、必ずくつを履いてひとつ御参加願いたい、ということをお本会議ではありますけれども、つけ加えておきます。以上でございます。

○議長（秦 正一君）

ただいま議会運営委員長の報告のとおり、会期を決定するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 正一君）

御異議ないものと認めます。よって会期は本日一日と決定いたしました。

これより議案第七四号、昭和五十三年度日野市一般会計補正予算（第二号）の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）

きょう臨時会をお願いいたしますので、四件の審議案件をお願いするわけでございます。何とぞよろしくお願いを申し上げます。

議案第七四号でございますが、本議案は昭和五十三年度日野市一般会計補正予算第二号であります。これは地方自治法第二百十四条の規定により第十七小学校（仮称）の債務負担行為の

限度額を四千三百二十四万一千円ふやし、四億七千八百八十七万一千円とするものであります。

なお、詳細につきましては、企画財政部長に説明をいたさせますのでよろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（秦 正一君） 関係部長から詳細説明を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（前川恒雄君）

詳細説明を申し上げます。

まず、第十七小学校の建設に当たりまして、当初予算におきまして、五十三年度予算としまして一億二千七百五十七万円、それにここに掲げております債務負担行為としまして四億二千八百六十三万円の御議決をいただいておりますが、その後設計の段階で種々進めてまいりましたところ、建物の面積増、それから排水工事の一部変更、外構工事の一部変更等によりまして、どうしても四千三百二十四万一千円の予算増をお願いしなければならぬ、ということになりましたものですから、ここで債務負担行為の補正を四千三百二十四万一千円お願いしまして、限度額を四億七千八百八十七万一千円とすることを願うのであります。これによりまして、五十三年度予算の一億二千七百五十七万円を超えますと、五億九千九百四十四万一千円となります。このような内容でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（秦 正一君） これより質疑に入ります。なければ

七小学校（仮称）新築工事請負契約を締結するもので、地方自治法第九十六条第一項第五号の規定及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第二条の規定により、提案するものであります。入札の結果、株式会社鴻池組が四億九千八百万円で落札いたしました。

なお、詳細につきましては、総務部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（秦 正一君） 関係部長から詳細説明を求めます。総務部長。

○総務部長（加藤一郎君） それでは御説明申し上げます。本工事の施工場所は、日野市新町三二四一一番地でございます。構造といたしましては、鉄筋コンクリートづくり三階建てで、建築面積は千八百五十二・五八五平米でございます。延床面積は、四千三百十七・九五七平米でございます。施設の内容といたしましては、普通教室が十七、特別教室といたしまして家庭科教室、理科室、図書室、音楽室、図工室、視聴覚教室が各一室でございます。それから管理部門といたしまして、校長室、職員室、事務室、放送室等各一室でございます。その他といたしましては、保健室、教材室、給食室、配膳室等でございます。なお、付帯工事といたしましては給排水衛生設備、電気設備及び外構工事が含まれてございます。業者の指名に当たりましては、七月二十九日開催の指名業者選定委員会です。

ばこれをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本件については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 正一君） 御異議ないものと認めます。よって本件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 正一君） 御異議ないものと認めます。よって議案第七四号、昭和五十三年度日野市一般会計補正予算（第二号）の件は、原案のとおり可決されました。

これより議案第七五号、日野市立日野第十七小学校（仮称）新築工事請負契約の締結の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君） 議案第七五号につきまして、

提案の理由を説明申し上げます。本議案は、日野市立日野第十

を選定いたしました。八月十一日、指名競争入札を執行した結果、別紙入札調書のとおり、株式会社鴻池組が四億九千八百万円で落札いたしました。工期は、契約の翌日から五十四年五月三十一日まででございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（秦 正一君） これより質疑に入ります。中山基昭君。

○六番（中山基昭君） いまの総務部長の御説明で大体理解するわけですが、二点についてお聞きしたいわけですが、一つは十社を選定委員会では指名して入札したということですが、この辺が地元の業者あるいは企業等の関連といたしまして、一括発注ということになりますから、そういう点では特段の何と申しますか、制約がないかどうかと思っておりますけれども、地元業者等の関連についてどのようなお考えをされているかどうかという点の一つ。

さらには一括発注と分離発注というふうな面からみましますと、総額的にたとえば規模によって違ふんだろうと思っておりますけれども、分離した方が比較的低額でできるような場合もあるかというふうな考えを持っているわけですが、一括と分離との場合の総額における違い、こういうものはないかどうか、この点についてお伺いしたいと思います。

○議長（秦 正一君） 総務部長。

○総務部長（加藤一郎君） 一点目の地元業者の扱いで

ございますけれども、当市におきましては従来から地元業者優先というところでは考えてございます。そういう中で今回の十七小につきましても、地元に出張所あるいは営業所があるところにつきましては、これは指名委員会の中におきましても出ておりまして、今回、二社がこの中に入っておるわけでございます。そういうことで地元業者に対する取り扱いを行っているわけでございます。

それから一括発注あるいは分離発注との違いでございますけれども、金額は別にいたしまして今回の十七小につきましても分離発注は一部行うわけでございます。特に浄化槽関係におきましては分離発注で行う、こういうことで行うわけでございます。金額的に申し上げますれば、確かに一括の方が総体的に行えるという中では安く上がるということでございますけれども、やはりこういうような大きな工事でございますので、今回、十七小につきましてはその浄化槽だけを分離発注を行うということでございます。またいずれプールあるいは体育館等も、これはいずれその時期におきましてまた発注は行うわけでございます。以上でございます。

○議長（秦 正一君） 中山基昭君。

○六番（中山基昭君） なるほど十社の指名ということでございますけれども、この中にたとえば規模によつて地元の業者でなかなかこういう大きな仕事ができない、あるいは困難だ

意をいたしたいと、それから体育館の方の関係につきましては来年度の夏季休業中に完了させて、二学期からの使用で予定をしていきたい、というふうな段取りで準備を進めております。以上でございます。（「了解」と呼ぶ者あり）

○議長（秦 正一君） 田中鯛一君。

○八番（田中鯛一君） 工期のことについてちょっとお尋ねしますが、来年の五月三十一日にでき上がるというふうなことになるっておりますが、先般七月の終わりのころですか、第三小学校の関係の父兄を呼んで、教育長が参りまして、来年度から四月から分離するというふうな説明があったそうですが、五月三十一日ですと四月に間に合わないんじゃないかということに質問するわけです。

○議長（秦 正一君） 教育庶務課長。

○教育庶務課長（日野義人君） ここでお願いいたします。校舎関係の工事関係につきましては、一応三月末日までに完了をし、来年度の四月には開校させるというふうな予定で進めているわけでございますけれども、この契約の中で五月三十一日というふうな工期になっておりますのは、あと引き続き外構関係の、校舎回りの工事関係が残っていくということで、開校には特に支障はないというふうに考えております。

○議長（秦 正一君） 田中鯛一君。

○八番（田中鯛一君） それでは開校して児童に危険とか

というふうな場合もあるかと思ひます。ただその場合に、落札したところと地元のそういう小さいところの業者との運動関係、こういう点を何らかの形で進められるような方向が必要じゃないかと、こんな気もするわけでございますけれども、この点についてはさらにそうした配慮がもし可能であれば、ひとつできるだけ積極的に行政として何らかの取り組みをひとつ要請しておきたいと、こういうふうに思ひます。以上です。答弁結構です。

○議長（秦 正一君） 次は大柄保君。

○七番（大柄 保君） ただいま契約につきましては中山議員と同意見でしたのでわかりましたけれども、いま一点は先ほど総務部長もおっしゃっておりましたが、この問題についてのプール並びに体育館、これらの問題はどうか今後お考えになっているのか、この一点をお伺いしておきたいと思ひますので、お願いします。

○議長（秦 正一君） 答弁願ひます。教育庶務課長。

○教育庶務課長（日野義人君） それでは体育館それからプールの関係につきまして教育委員会の方から御答弁申し上げます。体育館、プールにつきましては若干この本体工事と前後しますけれども、現在、体育館、プールの設計を行っております。引き続き発注するというふうな形になっていくわけでございますけれども、一応予定といたしましては、プールの方につきましては来年の五月中には完了させて、六月の使用には用

そういうことはないわけですね。

○議長（秦 正一君） 教育庶務課長。

○教育庶務課長（日野義人君） はい。工事の進め方として、その安全については万全を期して対応していきたいというふうな考えております。（「はい、わかりました」と呼ぶ者あり）

○議長（秦 正一君） 林重義君。

○十九番（林 重義君） 私は二、三点お聞きしたいと思ひます。この校舎の位置でございますけれども、そのような運動場とかの起案について、まずそのような起案はどの担当課が行うのかということをお聞きいたします。

それに二枚目の絵図を見ますと、道路のところは横線が、広い道路のところはこれは校舎の道路の十二メートル道路のところじゃないかと思ひますけれども、それと右側の方ここにも何か階段かなにか知りませんが、校庭の現況が高いので階段じゃないかと思ひますけれども、そのような形がとられているわけです。そういうふうな形からいつてこの放射道路の点ですけれども、これはやはり坂下の都市計画というか、そういう形の中にあつて、やはりこれは校舎が建つときにこの道路については市の指導があつて、このような道路を設定されたんじゃないかと思ひます。こういうことからいつて校庭の中にもるつきり道路が入らなければ将来の道路が解決できないとい

うふうに見受けられるわけですが、そういう点をお考えになったか。この道路については将来どのような形を持たれていいのか、その点を二点目にお聞きしたいと思います。

○議長（秦 正一君） 答弁願います。建設部長。

○建設部長（森久保三次君） 市道が校庭を囲繞しておりますけれども、この右側にありますのはこれは通用門でございます。階段になっておりますけれども、校庭の中に階段をつけて通用門としておりますが、これは市道ではございません。それから中央の正面にありますのはこれは十メートル道路、これは正門でございます。これも階段で上がっておりますけれども、市道とは一応分離しておりますので、将来このまま使用したいということで別に市道としての変更はございません。以上です。

○議長（秦 正一君） 起案はどこでやっているかということ、建設部でいいんですか。建設部長。

○建設部長（森久保三次君） 起案と申しますのはどういうことでございましょうか。この道路の線形ですか。

○議長（秦 正一君） 林重義君。

○十九番（林 重義君） 起案といいますが、この校庭を使用する場合校舎がどのように建ったらいいか、校庭はどの位置にしたらいいかということの問題もありますけれども、たまたまこれには十二メートル道路が直接校庭の中についてい

るというふうな形がみえますので、それをお聞きしているわけです。どこの担当課でこのような学校用地の使用の問題を起案されたかということです。

○議長（秦 正一君） 建設部長。

○建設部長（森久保三次君） この校舎敷地に対する校舎の配置あるいは設計については、設計事務所に委託してこのような配置にしたわけでございます。以上です。

○議長（秦 正一君） 林重義君。

○十九番（林 重義君） 設計事務所は起案されてから頼むんじゃないかと私は考えます。それ以前の問題でこのような配置をするのはどの担当課が責任を持ってやるのか、ということをお聞きしているんですけれども、何か子供の回答のようですよ。ちょっとわかりません。

○議長（秦 正一君） 建設部長。

○建設部長（森久保三次君） 配置そのものについての担当課は建築課でございます。

○議長（秦 正一君） 林重義君。

○十九番（林 重義君） 担当課が建築課というようにこととすけれども、やはりこの地域について道路の問題を私は重点を置いて聞いているんですけれども、やはり坂下の計画道というものがあつたんじゃないかと私は考えるわけです。そのような形からいってここが正門になりますと十二メートル

道路がどこにいくのか、という形が現地に行ってみますと見られるわけです。まるで十二メートル道路に正門がぶつついてしまふという形が、けさ私も見てきたんですけれども、そういう形なのでその辺をお聞きしているわけで、この坂下の前からある市の計画性のあるものを、学校をつくる場合たまたまここに用地が確保できましたために前からの計画のこの道路はどこにいくのかという形を私は心配していますので、そのような今後のこの道路に対する計画性があつてしかるべきじゃないかと私は考えます。できれば学校の用地、このような広大な用地を使用するについて、現在その道路もやはり学校の敷地内なり隣を買収して、形を形づけてこそ校庭を使用という形をつくるのが市の行政上の問題で一番最適じゃないかと考えますので、その点の見解を担当課から私はお聞きいたします。

○議長（秦 正一君） 答弁願います。（「休憩」一部長答弁）と呼ぶ者あり）建築課長。

○建築課長（山崎 彰君） 答弁いたします。御質問の十二メートル道路をとりまして、そこに正門のところまでストップしておりますが、それから西の方につないだ計画線がございましたんですが、この件につきまして私も最初、校地をいただいたときに企画、区画整理課と協議いたしまして、これを振りまして、その外側に計画線を持つていくようにいたしました。それで区画整理の了承を得まして、現在のそこに示されました

校地面積で計画をいたしました。以上です。

○議長（秦 正一君） 林重義君。

○十九番（林 重義君） 何か課長の答弁ですと、この道路は将来どのような形に持つていくか知りませんが、当初計画したことについては、これは確かに市の行政一坂下のあの周辺の開発ということが目的でやはり校舎を指導されたんじゃないかと私は考えます。そういうことからいって、また学校ができたためにその道路をこの線よりも北側というのか西側というのか、その線に持つていく将来の計画だということの確認でよろしいですか。

○議長（秦 正一君） 建築課長。

○建築課長（山崎 彰君） 詳しくは区画整理課でございしますが、先ほど申し上げましたように、この工事の地形からいきましてここでストップしておりますので、これをこの現在の境界線の上を北側に上げてまして、一番西側の進入路になっておりますところに持つていったわけです。図面に落としてありますんでまことに申しわけありませんが……。

○議長（秦 正一君） 林重義君。

○十九番（林 重義君） 結構です。課長のお話ですと何かのせる、のせないという将来性の問題ばかり言っております、現在、真つすぐできたものをまた曲げて道路の計画を変えろという形の解釈に成り立たないわけです。そうしますと何か

市は一般的な指導については、事はどうあろうとも現在、路線なり何なり決められた問題、そういうふうなことの地域の開発についてはそこをどうしても抜かなければだめだ、というふうな指導をしておられるんじゃないかというふうに私は考えます。そういうことからいって学校だから設定した、予定をした道路を曲げてこちらに将来つくるんだというような架空的な考えのもとにやることも、やはり一つの現在の市の行政の中では少し考えがおかしいんじゃないかと考えるわけです。課長が言うには企画と都市計画と相談してそのような形をとったと言いますけれども、果たして市の都市計画課の見解がそのようなことをあちこちでやっていいのかということで、片方では正しいんだということでは指導して、片方では学校ならば曲げてもいいんだというような何か指導だというふうに私は考えざるを得ないわけです。そういうことからいって指摘しているわけなんですけれども、基本的なものを当初の開発公社の指導については、ここに十二メートルをつくれというような指導をしておいて、市がじゃまになった場合はそれを曲げるんだというような何かその辺に私は納得いかない点があるわけです。余りにも各担当課自体が起案を練り、担当課がいまいちというか、一つの基本線が出ていないんじゃないか、というふうに私は考えざるを得ないわけですから、その点について再度御質問いたします。担当課で結構です。

でいいだろう、という形で了承したということでございます。

○議長（秦 正一君）

林重義君。

○十九番（林 重義君）

いま区画整理課長の話ですと、山に沿った上の道のような答弁なので、私は正門のところの十二メートル道路の件をお伺いしているわけなんです、何か打ち合わせができていないんで休憩をとって結構ですから…。

○議長（秦 正一君）

区画整理課長。

○区画整理課長（鈴木栄弘君）

この道路は十二メートル道路は、真つすぐ三十メートルくらい先にいきますと高台に上るような線形になっておるわけです。日野駅前の都宮の前から真つすぐ参りまして、ちょうど高台とこれと結ぶような線形になっておるわけです。そういう関係でこの先がわずかの区間で曲がりの個所が一部ずれる、という程度で済みますし、この正門のわずかな部分が将来的にかかるという程度で済むような線形に多少変更したということですから、線形そのものは決して不自然ではないような形の線形にした、ということでございます。

○議長（秦 正一君）

林重義君。

○十九番（林 重義君）

区画整理課長の答弁ですと、一部直せば将来できるんだということで、確認でございますけれども、これは都市計画というか、区画整理というか、そういう形の上での市の現在は設定してある道路の線上だということ

○議長（秦 正一君） 建築課長。

○建築課長（山崎 彰君）

いま担当課をお呼びいたしますが、その前になぜなったかということにつきまして申し上げます。

建築課から、この一番上の十二メートル道路のところは三角になっております。その三角になっておりますのをそのまま持つてきますと、その三角のところが細長く道路から外側で分離されます。そういうことで、学校校地としては分離した道路の向こう側にあるよりも、むしろこっちの方につけてもらいたい、というようなことから建築課は相談を持ちかけた、それが理由でございます。

○議長（秦 正一君）

区画整理課長。

○区画整理課長（鈴木栄弘君）

これは建築の方から、この十二メートル道路について一応計画の中にありますけれども、どうしてもこの敷地の関係でこのままのセットでは困ると、どうにかならないか、という相談を私の方で受けたわけでございますけれども、この中でちょうど、この学校のすぐ裏側が緑地になって、がけになっております。そういう関係でこの道路がわずかに何十メートルか先に行きますとすごいカーブで曲がるような線形になっておるわけですが、その曲がりの部分がわずかずつれたという程度で済みますし、線形そのものも決して不自然じゃないということで、一応私の方ではそういう線形

は間違いない、ということで確認しますけれども、そうしますとわざわざかかるべき個所について、正門なり何なり結構予算的にはかかるんじゃないかと思えます。そういう形をむりにセツトせずに、その将来の線の上に立ってかかる部分ぐらいは削除して、それ内に学校の正門なり増設物をつくるべきが市の行政上として正しいんじゃないかと考えます。その点どうですか。

○議長（秦 正一君）

建築課長。

○建築課長（山崎 彰君）

ただいま御指摘の御質問のとおりでございます。それについて十分検討いたしました。それに基づきまして現在の配置を下に下げまして、日照の問題がございますが、このような形をとりまして将来これが抜けた場合、そこに永久的な建物は建てられないということを条件に正門につきましては、これは将来取り除かれるというような考えで一応設計をいたしまして、永久的な構造物を排除いたしました。

○議長（秦 正一君）

林重義君。

○十九番（林 重義君）

大体説明ではわかりました。されどそのような市が計画路線だという形の上では、やはり正門をつくるということも結構だと思いますけれども、ある線の線上については削除してこの校庭自体の使用には別状ないと思えますけれども、そのような配慮が必要ではないかと私は考えます。やはり一方では指導し、一方ではその市の問題について

指導が甘いということは問題があるんじゃないか、というふうにも考えて指摘しているわけでございますけれども、今後その点ないように希望します。ただ市長に一言要望を申し上げます。

ただいま私も質問をして市長さん、助役さんなどの質問を先にすべきじゃないかと思いましたが、余りにもいろいろな、この問題ばかりでなく、やはり担当課自体の連絡とか、その他の問題が何といますか不徹底というか、そういう形も見られますので、今後市長としてもそのような問題がないように、問われましたら余り時間もかからないように確とした正しい答弁がなされるように、市長の権限においてなされるように御要望を申し上げます。

○議長（秦 正一君） ほかには御質疑はありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本件については委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 正一君） 御異議ないものと認めます。よって本件については委員会付託を省略することに決定いたしました。本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

説明を申し上げます。

本工事の施工場所は日野市程久保六五〇であります。構造は鉄筋コンクリートづくり三階建て、建築面積は四百五十八・四二二平米でございます。延べ床面積は千三百十三・六五八平米であります。施設の内容といたしましては、普通教室が七、特別教室といたしまして理科室、音楽室が各一、その他水飲み場、ダストシュート、便所等でございます。なお付帯工事といたしまして給排水衛生設備、及び電気設備工事が含まれてございます。

業者の指名に当たりましては七月の二十九日開催の指名業者選定委員会です社を選定いたしました。八月十一日指名競争入札を執行した結果、別紙入札調書のとおり石原建設株式会社が一億六千八十万円で落札いたしました。

工期は契約の翌日から五十四年三月二十日まででございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（秦 正一君） これより質疑に入ります。竹ノ上武俊君。

○二十四番（竹ノ上武俊君） この三中の増設工事に関してグラウンドですけれども、増築も必要ですけれどもグラウンドが狭くなるという問題があるんじゃないかと思うんですが、その辺の支障がなかったかどうかという点について質問したいと思います。それで増設部分はいままでどういうく

これより本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 正一君） 御異議ないものと認めます。よって議案第七五号、日野市立日野第十七小学校（仮称）新築工事請負契約の締結の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第七六号、日野市立日野第三中学校増築工事請負契約の締結の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君） 議案第七六号につきまして提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、日野市立日野第三中学校増築工事の請負契約を締結するもので、地方自治法第九十六条第一項第五号の規定及び、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例の第二条の規定により提案するものであります。

入札の結果、石原建設株式会社が一億六千八十万円で落札いたしました。なお、詳細につきましては総務部長に説明いたしますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（秦 正一君） 関係部長から詳細説明を求めます。総務部長。

○総務部長（加藤一郎君） それでは議案第七六号、御

あいに使っていたか、という点も合わせて質問したいと思っております。

○議長（秦 正一君） 教育庶務課長。

○教育庶務課長（日野義人君） それでは御説明申し上げます。この当初に三中を建設します時点で、三中の将来増築計画を現在ここで御審議いただきます増築場所に予定をして、当初の校舎建設が行われております。したがっていままでこの増築にかかるまでの間はグラウンドというふうな形で使ってきておりますので、その部分がグラウンドから面積的には狭くなるということとはでまいますけれども、当初からの増築予定地になっておりますので一応その当初の時点でのグラウンドの面積の確保というものは見込まれた上での計画になっております。ということで今後の学校教育活動の中での特に支障は出てこないと思います。以上でございます。

○議長（秦 正一君） 竹ノ上武俊君。

○二十四番（竹ノ上武俊君） いままでのグラウンドとして使っていたということですが、特にテニスとか何とか、そういうのに使っていたということがあるんじゃないかと思えますけれども、いかがでしょうか。

○議長（秦 正一君） 教育庶務課長。

○教育庶務課長（日野義人君） 特にそういうふうな指定はされていないと思います。テニスコートにつきましてはこ

のグラウンドの下、左の方の位置にテニスコート等が用意して
ございますので、特にそういうふうな指定はしておりません。

それからもう一つ、先ほどもちょっと申しおくれましたけれども、この増築に伴いましてこの既存校舎の下側の仮設校舎の關係は取り払われるようになってきますので、そういうふうな意味でグラウンドの使用の上では大きな支障は出てこない、というふうに考えます。

○議長（秦 正一君） 竹ノ上武俊君。

○二十四番（竹ノ上武俊君） 一応了解したいと思うんですが、すけれども、父母とか児童との間でグラウンドが狭くなるとか、そういう話し合いとか意見交換、そういうものがあつたかどうかだけ最後にお聞きしたいと思ひます。

○議長（秦 正一君） 教育庶務課長。

○教育庶務課長（日野義人君） 特にございません。

○議長（秦 正一君） ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となつております本件については委員会付託を省略いたしたいと思ひますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 正一君） 御異議ないものと認めます。よつて本件については委員会付託を省略することに決定いたしました。

た。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 正一君） 御異議ないものと認めます。よつて議案第七六号、日野市立日野第三中学校増築工事請負契約の締結の件は、原案のとおり可決されました。

これより議案第七七号、日野市衛生処理場汚泥焼却施設建設工事請負契約の締結の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君） 議案第七七号につきまして提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、日野市衛生処理場汚泥焼却施設建設工事の請負契約を締結するもので、地方自治法第九十六条第一項第五号の規定、及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第二条の規定により、提案するものであります。

株式会社大川原製作所と随意交渉した結果、三億八千五百万円の見積りを得ました。なお、詳細につきましては総務部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○五番（川嶋 博君）

ただいま総務部長から説明がありましたけれども、いまだ少し詳しく質問いたします。

ただいまの説明の中で指名した理由ですけれども、なぜ競争をさせずに、一社、大川原製作所にしたかという理由です。

あと一つは大川原製作所の技術的な実績についても、どのようになつてゐるか伺ひいたします。

あと一つは、大川原製作所の経営状態ですね、そういった問題についても質問をいたしたいと思ひます。

○議長（秦 正一君） 総務部長。

○総務部長（加藤一郎君）

これは後ほど生活環境部長の方から説明がちょっとあるかもしれませんが、先ほど機種選定委員会ということで申し上げました。この中で、どういう方式を採用するか等のことにつきまして、いろいろ調査研究も行つたわけでございますけれども、そういう中におきまして、その方式を用いてゐる会社、これは相当限定されております。これは当市に指名参加を行つてゐる、ということの中で、三社ほど一応挙げられたわけでございます。そういう中からいろいろな条件、当市で示しました。これはもう当然厚生省からの指示もございすけれども、そういった当市における条件、こういったものを示しました。当然、各社の中におきましては、それぞれ同じ方式を用いておりまして、内容的には若干の相違がございます。そういう中で、当市が一番有利である、こう

○議長（秦 正一君） 関係部長から詳細説明を求めます。総務部長。

○総務部長（加藤一郎君）

議案第七七号について御説明を申し上げます。

本工事の施工場所は日野市新井二〇の二、日野市衛生処理場内でございます。建物は鉄筋コンクリートづくりで、面積は四百五十二平米でございます。その中に設備される内容としたしましては、汚泥の圧送ポンプ配管が一式、汚泥貯留槽二槽、汚泥の乾燥炉が一式、熱風炉一式、焼却炉一式、灰出し装置が一式、汚泥肥飼料化装置が一式、排ガス処理装置が一式、脱臭炉一式、熱交換器が一式、燃料貯槽装置が一式でございます。

なおこの工事の業者の選定に当たりましては七月二十九日開催の指名業者選定委員会で、さきに設置されました機種選定委員会の調査、研究、意見を参考に協議いたしまして、当市の条件に最も合致する業者と契約を結ぶべきであるという結論を得たので、地方自治法施行令第六十二条の二の規定により株式会社大川原製作所と三億八千五百万円で随意契約を行つたわけでありす。工期は契約の翌日から五十四年三月三十一日までであります。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（秦 正一君）

これより質疑に入ります。川嶋博

いう会社をこの三社の中から選んだということで、先ほど地方自治法の施行令百六十二条ということがございますけれども、この中にもございます随意契約、これをした方が当市のためにとって一番有利である、こういうことで随意契約を行った、こういう内容でございます。

○議長（秦 正一君） 生活環境部長。

○生活環境部長（生野 清君） 二点目の技術的なものと、三点目の経営状態、これについてお答えいたします。技術的なものとしては、概略的に申しますと、屎尿処理の結果出てきます汚泥ですね、汚泥を肥料として土壌還元したいということ、さらにはその他のものを有効な建設材か何かに使えないか、といういろいろな形の中で、技術的なものをいろいろと検討した結果、この会社が持っています工法の中で、それらが市の考えているそういう形のが満足されれる、というような見込みが立ちました。それといえますのは、技術的にはいままでも出ています汚泥は、含水量九〇％ぐらいのもので、それを熱風乾燥することによって含水量四〇％から二〇％、この過程で出てきますものが土壌還元となる肥料でございます。それからさらにそれを千度から千二百度の高温で焼結——焼いて結ぶと書きます。焼結作用によって灰として出す。それによって出てきました焼結灰は、これは道路の基礎工事とか、そういうものにも使えるような材質が出てくるわけでございます。

は二つあるんですけれども、一応参考資料として一つだけ似たようなものでありますので掲げさせていただいてあります。その中でただいまの公害の問題ですが、一番上にあります脱臭炉——にお願いですね、つまり、脱臭炉から出るにおいも全部焼却してしまおうという形式でございます。それから後は騒音ですね。このバーナーからかなりの音が出ます。その音を消すために全部建て屋で覆う、というそういう形式になっております。以上でございます。

○議長（秦 正一君） 川嶋博君。

○五番（川嶋 博君） それからごみ問題特別委員会として、このような意見が出たか、ということをお聞きいたします。

○議長（秦 正一君） 生活環境部長。

○生活環境部長（生野 清君） これはまことに申しわけなかったんですが、つまり事務的に申し上げますと、地元との話し合いが急に決まりましたので、時間的余裕がなくて、きょうの議会に間に合わせるためにあれこれしてまして、まだ委員会には御報告申し上げてないのでございます。それでちょっとわかりかねます。

○議長（秦 正一君） 石坂勝雄君。

○十三番（石坂勝雄君） 川嶋議員からの質問で、大体了解はするんですが、第一点にこういう随契をされるときに、少なくとも何というか、大川原製作ですか、この会社の過去の実

一応、技術的なものの概略はそんなことでございます。経営状態としては、資本金が一億八百四十四万一千円、自己資本が六億六千八百八十四万八千円、年商が、これは五十二年の年商でございますが、二十七億六千六百万ほどになっております。創立は昭和二年。

なお、経営状態の一環としまして、特許あるいは実用新案的なものですね、そのようなものが十一、なお今度のこの機械に適用されます周辺特許としては二カ所ほど持っておる、そういう状況でございます。

○議長（秦 正一君） 川嶋博君。

○五番（川嶋 博君） 現在の焼却に対しての新しい方式を導入した結果、大気汚染だとか地域の方との要するに苦情とか、そういう問題についての考えはどのように持っておられますか。

○議長（秦 正一君） 生活環境部長。

○生活環境部長（生野 清君） お答えいたします。いま御質問ありました点が、非常にこういう施設をつくる場合には、地元の方々やそれから公害行政の上からいいましても、重要な問題になると思います。

それでその議案書の中にありますプロシットを広げていただいてごらんいただきたいと思っております。

その次には、これは参考資料として炉の、こういう形式の炉

績とかいろんな年商どのくらいやってるとか、いま生活環境部長が説明されましたんですが、そういう資料をまず随契、自分は随契という意味は、よほど随契をやる方がいいんだということの理事者の信念のもとに、また上部官庁あたりの指導のもとにやられてるんだということは、了とします。その場合に、この会社の経歴ぐらいいは事前に、きょう議会の場に配られてもしかるべきではないか、ということが第一点です。そういう点の考え方をしなかったのかどうなのか、ということですね、これが第一点。

それから、いませつかく川嶋議員も触れておりましたが、私もごみ対策の委員にはなっているんですが、予算措置の中でこういう焼却炉をつくるということは、予算にのっているんで、こういうことが一日も早く契約できたということに対しては敬意を表するものであるが、せっかくの特別委員会があるので、このような機械がどうか、こういう機械はたとえばこの近辺なら、南多摩の処理場にあるんだとか、どこにあるんだとかというようなことをしないと、ほかの議員さんはどうかしらないけれども、私なんか非常に機械には無知なので、非常に資料だけ出た場合には納得が非常にいけないので、そういうせっかくの特別委員会があるなら、いろんな諸般の事情もあるんだらうが、その点の、再度そんなに急がなければならなかったのかどうか、その点をお聞きしたいと思います。

○議長（秦 正一君） 生活環境部長。

○生活環境部長（生野 清君） 御指摘の点、資料を配

らなかつた点、あるいは二点目の、いわゆる同様なものがあるかもしれないと紹介ができなかったか、というような御指摘、特別委員会に対する報告の件、これは議員さんの御指摘のとおりだと思います。ただ、例えばこの大川原製作所がどのようにやっているかという具体的な資料としては、多摩にあります多摩川衛生組合ですか、一部事務組合になっております。その組合の機械を初め、全国的に八十数カ所手がけております。

それから二点目の特別委員会の件ですが、これは全くおっしゃるとおりだと思いますが、何分にも技術的検討をする時間がやっとなし、いわゆる技術の比較検討ですか、そういうことをすることがやっとなしだったということを御理解いただきまして、御了承いただきたいと思ひます。（「結構です」と呼ぶ者あり）

○議長（秦 正一君） 滝瀬敏朗君。

○十八番（滝瀬敏朗君） 川嶋さん、石坂さんの方からお聞きをいたしましたので、一点だけ質問いたしますが、三億八千五百万というふうな莫大な予算をかけて改修するわけですが、日野市として非常にふさわしい業者であるというふうなことで理解をするわけですが、日本に特殊な工法だと思ひますので、こういう会社というものが幾つぐらいあるかどうか、ということをお聞きしたいと思います。

しいんですが、二つの共同意見を代表できるよう方とお会いするような、言うなれば単一ではない交渉のし方をした面もござります。

○議長（秦 正一君） ほかに御質問はありませんか。三浦重春君。

○三十番（三浦重春君） いろいろと御質問が出てくるようござりますが、いずれにいたしましても、随意契約というところで問題が出てくるというふうに理解するわけです。確かに特殊な仕事だということで、いろいろの特許、パテントその他の関係から、ただ普通の入札にはできないということとはわかるわけでございますが、どうもいままでの説明によりますと、たとえば日本に八社ある、何か指名参加の条件になつたものが三社だということも答えてるようだし、また、最初は三社が指名参加にしてあつたというふうな答え方で、どうもはっきりした統一的意见になつてないようだ、説明になつてないようだということで、もう一回翻つて、八社があつて、その中でそれを指名委員会で調べて、それで三社がいいからその三社を指名参加させるようにしたのか、あるいは当初説明のように、三社が来ていたからそれを検討したというのかどちらか、そこいらの点をはっきりと説明していただきたいと思ひます。

もう一つは、その指名委員会でいろいろと能力その他について検討されたと思ひますが、何か、もちろんそのときに資料が

それから地元との了解を得たというふうなお話でございますが、地元のどこと了解をつけたのか、その二点を。

○議長（秦 正一君） 生活環境部長。

○生活環境部長（生野 清君） お答えいたします。同じような種類の仕事をしてる会社は八つあります。けれども、その中で先ほど総務部長が説明しましたように、いわゆる指名参加の条件ということになりますと三社ということでございます。

それから地元のことという御質問でございますが、それにつきましては地元に対策委員会というものが設けられておりまして、その対策委員会を中心に話し合いをいたしました。以上でございます。

○議長（秦 正一君） 滝瀬敏朗君。

○十八番（滝瀬敏朗君） いまの地元の対策委員会ということですが、あそこは新井、石田ということで二部落あるんですけれども、いま対策委員会というのは、両方一緒にやっていられるんですか。

○議長（秦 正一君） 生活環境部長。

○生活環境部長（生野 清君） お答えいたします。議員さんの御指摘は、多分二つあるんじゃないかという御指摘だと思ひますけれども、おっしゃるとおり二つありまして、それぞれと話し合いをし、また何とかまとまつたといつてはおか

出ていると思ひます。おのの各社の能力で、この点はいけれどもこの点は悪いとか、どうだこうだというふうなものがあるはずなんで、そいつを御披露願ひたい、とかように思ひます。

○議長（秦 正一君） 生活環境部長。

○生活環境部長（生野 清君） 二点目を先にお答えいたします。資料、いわゆる議員さんのいま言いました三社のいろいろな面での相違点ですが、資料というものは、文書資料でよろしいでしょうか、それともここで口頭でよろしいですか。

○議長（秦 正一君） 三浦重春君。

○三十番（三浦重春君） 口頭で説明できるものなら結構だと思ひます。文書となると、あるいはおくれるかも知れないので、ここで時間的な問題で即決したいというならば、私どもの了解のいく限りの説明をしていただきたい、かように思ひます。

それからつけ加えて申しますが、先般、ずっと前ですが、たとえば機械炉を入れるにつきまして、これもやはり機械炉というものは、各会社によってみんないろいろの優劣があるわけございまして、タクマにするか、あるいは汽車製造にするかというふうなことで、いろいろと問題点もありまして、理事者あるいは議会筋で検討の結果、現在のタクマになつたような状況、それから端的にやつてしまつて、これはうまくなかつたというの

が守住土木ですか、あれのやったのは、相当後で影響が悪かったというようなことで、これはすべていままです随意契約の業者でございます。そういうことで、やはり少なくとも三億何千万かの予算をもって執行することだし、しかも第一回の入札から最後まで四百万だけの違いきりない、というようなことから考えましても、それ相当な市民に対して説明のつくだけの資料がないと、私も帰れませんので、その点お含みの上御説明を願いたい、とかように考えます。

○議長（秦 正一君） 生活環境部長。

○生活環境部長（生野 清君） お答えいたします。三

社のいわゆる工程内容です。維持管理費、それから大事な部分である汚泥搬送受け入れ設備、あるいは乾燥、焼却炉、排ガス処理設備、それから熱利用設備、それから乾燥汚泥再利用設備、燃料給排水装置、それから通風設備、電気設備、それからいわゆる建て屋の部分がかかわる土木建築費というようなもので、比較したわけでございます。そうしますと、最初に言いました維持管理費では、年間三千五百五十万、これがA社であり（「名前を言ってください」と呼ぶ者あり）三千五百五十万が荏原です。それから大川原が二千六百七十万、大和三光は三千二百四十万、年間修理費としては、一番目の荏原が三百六十万、大川原が四百六十万、大和三光、不明でございます。それから汚泥搬送受け入れ設備につきましては、金額ではな

ました。

○議長（秦 正一君） 総務部長。

○総務部長（加藤一郎君） 先ほどの私の説明の中でちょっと誤解もあったと思いますけれども、八社、全国的には八社ということでございます。その中で三社、これは先ほども説明申し上げましたけれども、方式がございます。一つの方式としては、多段炉とロータリッドラム方式という二つの方式があるということで、私の方で採用するのがロータリッドラム炉という方式を用いるということの中から、この三社が出たということでございます。

それですから、指名参加ということでございますけれども、これにつきましては随意契約でございますので、指名参加ということは別でございます。ただ、こういう方式が、こういう三社がある、ということを用いたわけでございます。

○議長（秦 正一君） 三浦重春君。

○三十番（三浦重春君） 最後に後日の参考のためにお尋ねしますが、三社にわたって先ほど汚泥の容量とか、受け入れの容量とか、あるいはカロリー云々というようなことも言いましたが、それに対する容量の点が、大川原の場合にはどれだけとかというようなことを言っていないんですが、おのおのについてたとえば四億とか四億四千万というような金額の中で、市の要望に応ずるものというふうに説明がしてありますが、その能

くて能力の比較になります。これは汚泥ポンプの形式とか、あるいは搬送する方法の違いということになって、技術屋の専門的な判断の中で、うちの方から示しました仕様書の内容と一番台致するという点でいきますと、大川原とこういう形に出てまいります。というのは、搬送ポンプはうちの方は一台でいい、というように仕様書になっております。ほかの社は二台、というように形がとられております。それからその他乾燥、焼却炉、あるいは排ガス処理設備、これは金の、いわゆる金額の比較ではなくて皆、ノルマと能力の比較でございます。いわゆるノルマと言いますのは、市役所でこの程度のものにしたい、というそれに対する対応の仕方でございますね。それで、その中で全部トータルいたしますと、やはり大川原がやよろしいのではないか、という結論でございました。

それら個々に分けました最終的なトータルとして、いわゆるインシャルコストが出てくるわけでございます。土木建築費等も入れますと、先ほど申しましたように、それぞれに分けた中で最終的に出てきますインシャルコスト、これが荏原が四億四千四百万でございます。大川原が四億三百万です。それから大和三光が四億三千九百万です。

大変雑駁ですが、以上のような比較の中で、もちろん説明としては中に細かくいろいろな要素が入っておりますけれども、一応おわかりいただける範囲内の説明としてそれだけ申し上げ

力が単位が何だか知りませんが、その単位で御説明を願いたいと思います。

○議長（秦 正一君） 生活環境部長。

○生活環境部長（生野 清君） お答えいたします。いわゆる人口とそれから発生する汚泥との関係だと思えます。それで当面一時間二トンの処理能力ということでございます。時間当たり二トンで六時間焼却という形ですね。それ以上であっても現状からいきますと、説明する必要もございませんでしうけれどもむだになるというわけですね。それから将来の人口増を考えた場合に、ある程度のキャパシティがなければいけないと、そういうこともありますのでキャパシティを上げて三トンまで上げられるという、いわゆる含有能力といいますが、そういうものを想定した上で比較したわけでございます。

○議長（秦 正一君） 三浦重春君。

○三十番（三浦重春君） そうしますと大川原の場合には三トンくらいまで一時間で上げられるというふうに判断してやっただかと思うんですが、その他のものはどうなんですか。

○議長（秦 正一君） 生活環境部長。

○生活環境部長（生野 清君） その他のものにつきましては、たとえば荏原インフィルコでは三トン半まで上がります。しかしランニングコストの面で高うございます。そういう量的には上がりますけれども、管理費の方でマイナス面がある

と、当面は三・五トンまでは、この耐用年数十年という範囲から考えまして三・五トンまでは必要ないんじゃないかと、そういう技術的な判断です。

○議長（秦 正一君）

三浦重春君。

○三十番（三浦重春君） なるべく質問の回数を少なくするようにしているんですが、回数を多くさせるようにそちらの方がしているんで困るんですが……。たとえば荏原を言ったら大和も言ってもらうとか、そういうふうにしてもらわないと困るんですよ、実際には。ついでにいま大和を言ってもらって、あと維持費の問題は最初に説明があったようですが、この維持費の中で固定経費的な維持費と流動経費的な維持費を分けてもらいたい。わかったら言ってもらいたいと思うんです。それが三トンとか三・五トンに影響が出ると、こういうふうに私判断するのでお聞きしたいと思います。

○議長（秦 正一君）

生活環境部長。

○生活環境部長（生野 清君）

第一点失礼いたしました。

大和三光製作所も同じく三・五トンまでの能力があります。それからランニングコストの件ですが、その中で固定経費と流動経費を分けるという御指摘ですが、手元にあります資料の中で流動経費と固定経費を分けたというのがありませんので、ちょっと不明でございます。

○議長（秦 正一君）

三浦重春君。

○議長（秦 正一君）

生活環境部長。

○生活環境部長（生野 清君）

お答えいたします。荏

原あるいは大和三光いずれの社も中心部となるロータリードラム炉周辺、その部分には大川原製品を使っているということが一点ございます。それからもう一点、公害上の問題といたしまして、大川原の設計は全部建屋の中に収納する形になっております。ほかの製作所のは部分的な被覆しかしておりません。そうしますと音とか、においとか、そういう問題が出ましたときに、全屋建屋方式の方が公害に対しては完璧である、そういうふうに判断いたしました。（「了解」と呼ぶ者あり）

○議長（秦 正一君）

島村孝志君。

○二十一番（島村孝志君）

たぐさんの質問が出ておりますから角度を変えての質問をしたいと思いますが、質問に入る前に一点だけ確認をしながらその後質問したいわけですが、先

ほど総務部長が三浦議員の質問に対して、誤解があったようだからということで言い直しましたけれども、この種の仕事をされる業者が日本に八社あると、そのうち指名参加願いを出している業者が三社であると、したがって三社のそれぞれから見積もりといいますか、仕様といいますか、そういったものを出させて検討してきたというふうに確かに言ったというふうに私は記憶をいたすんですけれども、誤解という意味で言い直された部分は、八社あると、ただし二種類に大別して種類が分けられ

○三十番（三浦重春君）

それからその他の問題につきま

しては説明も長くなりますし、また大変だと思しますので、後日その他のについての優劣についても文書か何かあればそれでひとつ御説明願いたいと、かように思うわけでございます。

それから先ほどの説明によりますと、たとえば三トンであればいいんだと、片方は二トンだと、できないんだというんなら問題ないんですが、三・五トンまでできるといふいうことになりまして、どちらが優劣かわからなくなるわけですよ、ね、われわれの考えとして。それから特に維持費の点についても大した金額は変わらないわけなんです、三社とも。そうすると大した金額も変わらないで、しかも流動経費も固定経費もわからないというようなことでは、事によるとまるっきり維持費の方は同じかもわからないし、そうなると何か大川原の方が維持費的に有利だからと言われたけれども、これは端的な数字では二千六百七十万とか三千百五十万というんですからあるいは有利かわかりませんが、三トンと三・五トンというふうな開きである。と今度は余り関係がないというふうになりますして、何か大川原にしほった理由が余り明快でないというふうに判断するわけです。したがっていましてもう少しこれはというポイントを、明快なポイントを、この点だけはどの社にも負けないところがあるんだと、大川原はそれで選んだんだと、一つ、二つ述べてもらいたいと思います。最終的にお願いいたします。

ると、日野で考えているのはAならAという種類の部分である、それを扱っているのは三社であると、したがってその三社に仕様なり見積もりを出させて検討したと、こういう説明に変わっただんですけれども、これは誤解ではなくて説明違い、どういう意味でそういうふうに言いかえたのか、その辺をひとつ御説明をいただきたいと思います。

○議長（秦 正一君）

総務部長。

○総務部長（加藤一郎君）

いろいろ私の方の説明不足で

申しわけございません。これにつきましては、最終的に結果としてこういう随意契約になったわけでございますけれども、当初におきましてはいわゆる競争、こういうことも考えられたわけでございます。そういう中でございますので、先ほど指名参加ということで誤解というちょっと私の表現が大変、不適当な言葉で申しわけなかったんですけれども、当初、指名参加という、この三社がたまたま市に指名参加と、いわゆる結果としては随意になりましたけれども、あるいは競争入札にするかもしれないということもございまして、当然そうなれば指名参加されているものでなければいけないということでございます。そういうことで当然の中で当市に参加されているということが選定の中におきまして出てきたわけです。当然、方式の問題もございましてそこにしほられてきたということでございます。ですから三浦議員に答えたこと、いろいろちょっと私自

も不明な点がございまして、その点における誤解というか、
そういうことで申しわけなかったと思います。

○議長（秦 正一君） 島村孝志君。

○二十一番（島村孝志君） この種の内容の仕事ですから
最終的に随契になることは、私もやむを得ないことであるとい
うふうには考えておるわけです。しかしながらそれだけにまた
機種選定なり見積もりというものについては相当慎重に扱って
なければいけないだろうと思うんですね。そうしますと八社あ
る中で三社だけが指名参加願いが出ていたと、そして機種選定
委員会というんですか、そういったものの中から三社を選び出
した。三社だけに仕様その他を出させて比較、検討した。あと
の五社は果たして検討に全く値しないのかどうか。特殊なもの
であればあるだけ参加願いが出ていようといまいと、これは全
部含めた業者のそれぞれの仕様、条件等を比較、検討をして、
指名参加願いが出ていようといまいとその八社の中で一番有効
かつ適切なものをやはり選んで随契をすると、これがやはり随
契の本来の姿だろうと私は思うんです。それについての御見解
はいかがででしょうか。

○議長（秦 正一君） 総務部長。

○総務部長（加藤一郎君） 八社の中、先ほど申し上げ
ましたけれども、方式が機種選定委員会の中で論議されてきた
のでございますけれども、この中でいわゆるロータリードラ

ム方式と、こういうものを採用するんだとなれば限られてくる
わけです、その業者の八社の中で。そういう中で三社が選ば
れたわけでございまして、確かに御指摘のとおり全体の中から
ということもございまして、ただそういう方式が決めら
れたという中からの業者の選定でございます。御理解いただき
たいと思います。

○議長（秦 正一君） 島村孝志君。

○二十一番（島村孝志君） 確かに結果的に八社のうち
指名参加願いが出ていたのが、そのロータリー方式を使ってい
る三社だけだったと、それ以外の別の方法でやっている業者は
指名参加願いがたまたま出ていなかったと、こういうことであ
ればそれはそれでそのロータリー方式を市がどうしても使うん
だということ、その三社以外は検討の余地がないんだという
ことで、それはそれで一応理解をいたしますけれども、いま私
が申し上げたのはこの種の問題、この汚泥焼却の問題だけでは
なくて今後のこういう特殊なものへの発注の問題にかかわった
随契という場合に、指名参加願いが出ているものだけを対象に
してあくまでやっていくのか、たまたま、たとえば日本の中に
十社の業者があったと、そのうち一社しか指名参加願いが出て
いなかったと、あとの九社がどこも出ていなかったと、そうす
るとその一社だけにしほって検討をし、あとの九社は全く検討
外なのかどうか。私は随契というような特殊事情のあるものに

つてはそうではないんじゃないかと、指名参加願いがたまた
ま一社しか出ていなくても、特殊なものでもあるだけにやはり
全部十社を含めてそれぞれ仕様、条件等を調査をして、より日
野市に合ったもの、それをやはり選んで随契をすると、こうい
う姿が望ましいのではないかとという質問をしているわけですか
ら、その辺についての御答弁もお願いをいたします。

○議長（秦 正一君） 答弁を求めます。総務部長。

○総務部長（加藤一郎君） 先ほどもちょっと申し上げ
ましたけれども、私もこれについて結果が随意契約というこ
とになりましたけれども、競争入札というのが本来の姿でござ
います。特殊なものであるということはこれはございまして、そ
ういふ中では結果的に出てきておりますので、そういう
中では当然でございます。そういうことでございまして、
今後の考え方、方向といたしましても最初からこれは随契であ
るということがはっきりすれば、それはそれなりに全体をそれ
に關係なくやらざるを得ないと思えますけれども、そうでない
場合はやはりそういうことでやらざるを得ないということにな
ると思えます。

○議長（秦 正一君） 島村孝志君。

○二十一番（島村孝志君） くだいようですけれども、
の、の特殊ないちゆる工事といいますが、設備といいますが、

こういったものは当然のことながらかなり前から担当部署で検
討されていると思うんですね。どういう内容のものがいいのか、
どこの業者のものがいいのか、恐らくそれぞれの施設もいわゆ
る先進地の施設も調査をしながら、これはどこのメーカーのも
のであるとか調査されていると思うんですよ。これは初めから
競争入札でできるものか、随契でできるものか、およそ検討は
担当部署ではつくと思うんですね。そうじゃありませんか。で
きるものは競争入札が望ましいことは私も十分わかります。わ
かりますけれども、機種によっては初めからそういう気持ちで
あればそうするけれども、それはやってみなければわからない
ような言い方はちょっと違うんじゃないですかね。私が申し上げ
ているのは、そういう事情に立って特殊な設備のものは随契
もやむを得ないだろうと、こう言っているわけです。その上に
立って随契というような場合には指名参加願いが出ていようと、
出ていまいと、その設備ができるメーカーのそれぞれの仕様、
条件を十分調査をして、一番当市に合ったところと契約をすべ
きではないかというふうに申し上げながら、それについての御
見解はどうかというふうに伺っているわけです。ひとつ明快な
御答弁をお願いいたします。

○議長（秦 正一君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 確かに特殊な施設をつくら
うという際の考え方といたしまして、なるべく広く調査をいたし

まして、われわれの発注する側の事情に最もふさわしいものを選ぶ、ということは一つの総論的な原則だと思えます。しかし実務上の選定ということになりますと、やはり大まかにいいますと、十社程度のものをあつちこつちの実績等に基づいて選んで、その中からなお厳密に煮詰め、あるいは発注側の予算の事情、それから自分たちの仕様になうものを詰めていく、こういう作業で詰めた結果がほとんどそれぞれまた最終見積もりまで出させた結果、今回提案をしております業者が価格の面でも、機能の面でも、あるいは実績の面でもよかつた、という選択になつたわけでありまして、これから原則論としての考え方は御指摘のようなことも含めて十分異論ないようにすべきである、このように考えております。

○議長（秦 正一君） 島村孝志君。

○二十一番（島村孝志君） そうしますと、今回の場合は日本に八社この種のメーカーはあるけれども、その中で当社が考えていたロータリー式というのが、三社あると。その三社が指名参加出していようと、いまいと、三社であつたと、したがつてその三社についてそれぞれの仕様なり、条件なりを調査した結果、このいわゆる大川原何がしというのが一番日野市の条件に合つていた。こういう状況でこれと随契を結んだ、こう解釈してよろしいですか。そういう解釈でよろしいですか。

○議長（秦 正一君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 大体そうだというふうに考えております。

○議長（秦 正一君） 島村孝志君。

○二十一番（島村孝志君） 確認をさせていただきます。

○議長（秦 正一君） はかに御質疑はありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となつております本件については委員会付託を省略したいと思ひますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 正一君） 御異議ないものと認めます。よつて本件については委員会付託を省略することに決定いたします。

本件について御意見があれば承ります。三浦重春君。

○三十番（三浦重春君） いままでいろいろと質問があり

ましたが、その回答がきわめてあつたらしい回答だというふうに感じ取られるわけです。事が随契というところで、国会におきましてもロッキードを入れるとか、P3Cを入れるとかいふときに、これもやはり随契だろうと思ふんですが、かなり問題があつて、しかもあのような事件まで起こつたというようなことで、私はやはりこの随契につきましては特に神経を使つて理事者の方で処理しなければならぬ、とかように考えておるわ

けです。ところが先ほど言つたとおり、何か口でごまかすというふうな関係ではつきりした争点がほとんどないという条件の中で説明を受けていると、こういうことで、しかも時期的に、時間的に余裕がなかつたと言われますが、余裕がないくらいなら自分たちでも決められないはずなんです。ところが自分たちは決めていると、しかも議会に特別委員会というごみ処理の問題を特別に扱っている委員会もあると、そこにも何らの話もなくして、勝手に自分たちで決めて、議案を出して、時間がなから何とか決めてもらいたい、地元と話が煮詰まつたからと、地元と話が煮詰まれば議会なんかいらなくていいのか、と実は言いたいところなんです、この問題については随契であるだけに諸種の問題を含んでいるという中で、議会軽視もはなはだしいう意見をお願いします。

○議長（秦 正一君） 島村孝志君。

○二十一番（島村孝志君） ただいまの御意見とはほぼ同意見でございますが、やはり随契という性格のある契約案件だけに、しかも中はかなりいろいろ複雑な内容が絡まつた設備だけに、あるいは地元との公害等との問題もいろいろあるような問題だけに、ひとつこれは常任委員会に厚生委員会もございませうし、特にその中から当面非常に問題になつております尿、ごみ問題、そういったものを取り抜いて特別委員会もできておますし、それらの委員会の場に説明をするのも一つの方法で

しょうし、あるいはまた時間をとつて理事者みずからが資料を

そろえて委員会付託、委員会の中で十分ひとつ説明をさせてほしい、こういう提案をするのも方法でしようし、そういったことで十分ひとつ議会の立場というものを尊重しながら中身を十分検討する機会を与えながらこういう問題をひとつ提案を願いたいと思ふんです。この問題はあえてきょう議運でも決定されておりますから、きょうのこの議題を委員会付託しろというふうには申し上げないで、意見の中で今後の問題として、意見として申し上げたわけですけれども、十分その辺のところを今後のこういう案件については慎重に取り扱つていただきたい、ということをお願いをしておきます。以上です。

○議長（秦 正一君） はかに御意見はありませんか。なければこれをもって意見を終結いたします。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 正一君） 御異議ないものと認めます。よつて議案第七七号、日野市衛生処理場汚泥焼却施設建設工事請負契約の締結の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第七八号、神明上地区跨線道路橋設置その三（架設）工事施行に伴う協定の締結の件を議題といたします。理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）

先ほど臨時会に四議案をお願いすると申しておりましたが、以上が契約案件並びに補正でございます。議案第七八号につきましては、これは小議案になるわけでございますが、ちょっと事業の違う議案でありますので別個にいたしましたことを御了承いただきたいと思います。

議案第七八号は、神明上地区跨線道路橋設置その三（架設）工事について日本国有鉄道と九千二百万円で協定を締結するものであります。詳細につきましては、都市整備部長に説明いたしますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（秦 正一君）

関係部長から詳細説明を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（成井正夫君）

それでは細部の御説明を申し上げます。

この場所につきましては、中央高速道と矢頭橋とのほぼ中間の位置にあるものでございます。この架橋の工事につきましては、今回のその三でございますが、その一の工事といたしまして五十二年度にすでに終わっておりますが、橋の下部の橋脚の設置工事を実施いたしました。それからその二の工事といたしまして橋げたの作成ということで五十三年度当初にすでに契約発注を終わっております。今回はその三の工事といたしまして、橋かけの工事と、こういうことで国鉄と協定をいたしまして、

国鉄施工でやってもらうものでございます。工事費につきましては概算金額を予納し、竣工後に精算をする、こういうものでございます。

なお工事概要といたしましては、橋の長さ五十・三メートル、幅員八メートル、車道五・五メートル、両側に歩道一・二五メートル、なお両側には高さ二メートルのフェンスを建てることになっております。

なお今後のこの工事のあとに第四という工事になります。これは市の施行によります橋の上の舗装工事を五十四年度当初に実施をしたい、こういう予定になっておるものでございます。以上でございます。

○議長（秦 正一君）

これより質疑に入ります。なければこれをもちて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっておりま本件については委員会付託を省略したいと思ひますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 正一君）

御異議ないものと認めます。よつて本件については委員会付託を省略することに決定いたしました。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 正一君）

御異議ないものと認めます。よつて議案第七八号、神明上地区跨線道路橋設置その三（架設）工事施行に伴う協定の締結の件は原案のとおり可決されました。

本日の日程はすべて終わりました。

これをもって昭和五十三年第三回日野市議会臨時会を閉会いたします。

午後十二時四分閉会

右、会議の次第は書記の記載したものであるが、その内容が正確であることを証し、ここに署名する。

昭和五十三年八月 日

日野市議会議長 秦 正 一

署 名 議 員 田 中 鯛 一

署 名 議 員 藤 林 理 一 郎

日野市立図書館 ☎81-7354



1380728